

鳥取市結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に基づき、鳥取市結核予防費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づき、定期の健康診断の実施を支援し、もって結核の罹患率の減少を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法第60条の規定に基づき法第58条の3に掲げる費用を支弁する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町内に所在する私立学校及び民間社会福祉施設等の設置者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第58条の3に規定する学校又は施設の長が行う定期の健康診断とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託金、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（当該経費の総額から補助対象事業の実施に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、当該事業の実施内容に応じ次の表に定める額に当該検査を受けた者の延べ人数を乗じて得た金額の合計額のいずれか少ない額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

実施内容	単価	
医療機関において行う検査	レンズカメラによる間接撮影	454円
	70ミリミラーカメラによる間接撮影	478円
	100ミリミラーカメラによる間接撮影	506円

	直接撮影	1, 8 2 1 円
	精密検査	8, 0 2 0 円 (直接撮影省略時 にあつては、6, 5 2 1 円)

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び第11条に規定する請求に関する手続を併合するものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

- 2 前項の申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取市結核予防費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書（様式第1—1号）
 - (2) 収支決算書（様式第1—2号）
 - (3) 事業の経過又は成果を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類の写し
- 4 申請者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した本補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 5 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 6 本補助金の交付を受ける者は、交付決定の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合、様式第2号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、その額が交付決定額に係る仕入控除税額を超えるときは、市長の返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、当該交付申請を受けた日から起算して14日が経過する日までの間に行うものとする。

(着手届等を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

- 2 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条第1項ただし書に規定する補助事業とし、同条に定める補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。

(財産の処分期限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。

2 規則第16条第5号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第8条の規定は、規則第16条の承認について準用する。

(適用区分)

第11条 本補助金は、毎年度4月1日から翌年3月31日までに実施される補助事業に適用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、令和2年8月10日から施行し、令和2年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行し、令和7年度の補助事業から適用とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行し、令和8年度の補助事業から適用とする。

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名 印
(自署の場合は押印不要)

鳥取市結核予防費補助金交付申請書兼請求書

鳥取市結核予防費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。なお、交付決定後は、下記交付決定額を請求します。

- 1 補助事業等の名称
鳥取市結核予防費補助金
- 2 補助事業等の実施場所
- 3 補助事業等の実施期間
年 月 日から 年 月 日
- 4 補助事業の実施方法
- 5 交付を受けようとする補助金等の額
円
- 6 消費税の取扱い（※いずれか該当するものを選択してください。）
 - 一般課税事業者
 - 簡易課税事業者
 - 免税事業者
 - 特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人
 - 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
- 7 添付書類
 - (1) 事業報告書（様式第1-1号）
 - (2) 収支決算書（様式第1-2号）
 - (3) 事業の経過又は成果を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類の写し

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

年度結核予防事業報告書

1 補助金所要額

(A) 費用総額	(B) 収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 補助対象経費 の支出額	(E) 限度額	(F) 算定基準額 (C)(D)(E)のい ずれか少ない額	(G) 市補助金 所要額 (F)×2/3

(注)市補助金所要額に1円未満の端数を生ずる場合はこれを切り捨てること

2 補助事業実施実績及び所要額

	対象 人員	受診 人員	受診率 (%)	健康診断								合計金額	
				間接撮影等				精密検査					
				レンズ カメラ	70 mm ミラ-カメラ	100 mm ミラ-カメラ	直接 撮影	通常		直接撮影省略			
				医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	保健所	医療機関	保健所	医療機関		
65歳以上入所者													
19歳以上学生・生徒													
高校生													
計(人)													
支出額(円)													
限度額(円)													

3 所要額明細(備品購入費)

品 目	支出予定額			備 考
	数量	単 価	金 額	

(注)1 本事業により5万円以上の備品を購入した場合に記入すること。

2 「備考」欄に、品目の必要理由を記載のこと。

4 他の補助金の活用の有無

活用の有無	有 無
-------	-----

※「有」、「無」のいずれかに○をし、「有」の場合は、下欄についても記入すること。

活用する補助金名	
事業内容	
当該補助金の所管部署(団体)名	
所管部署(団体)連絡先	() -

様式第1—2号

年度結核予防事業収支決算書

(歳入)

(単位:円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

(歳出)

(単位:円)

区 分	決 算 額	うち対象経費	備 考
計			

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号で交付決定のあった鳥取市結核予防費補助金について、鳥取市結核予防費補助金交付要綱第7条第6項の規定に基づき、報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付鳥取市指令第 号による交付決定通知額） | | |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | |
| | | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の交付申請時に減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | 仕入控除税額がない場合はその理由（選択または記入すること。） | | |
| | <input type="checkbox"/> 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 6 | 添付書類 | | |
| | （1）鳥取市結核予防費補助金交付決定通知書の写し | | |
| | （2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳を記載した書類 | | |
| | （3）その他、鳥取市長が必要と認める書類 | | |